

池袋駅周辺地域再生委員会
第 3 回 交通検討部会資料
【池袋副都心交通戦略の更新】

目次

	Page
I. 池袋副都心交通戦略の進捗状況と取り組み内容	1
II. 池袋副都心交通戦略（池袋の交通のあり方を考える）の更新	3
III. 池袋副都心交通戦略 今後のスケジュール	6

令和元年 6 月 3 日
豊島区 都市整備部 都市計画課

I. 池袋副都心交通戦略の進捗状況と取り組み内容

1. 交通戦略の進捗状況

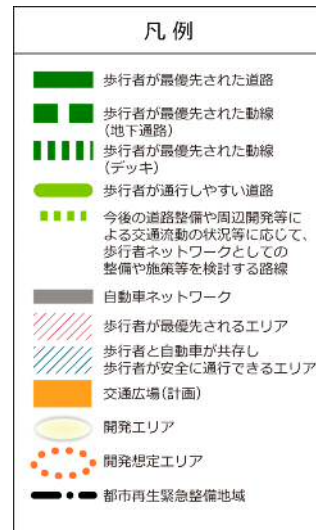
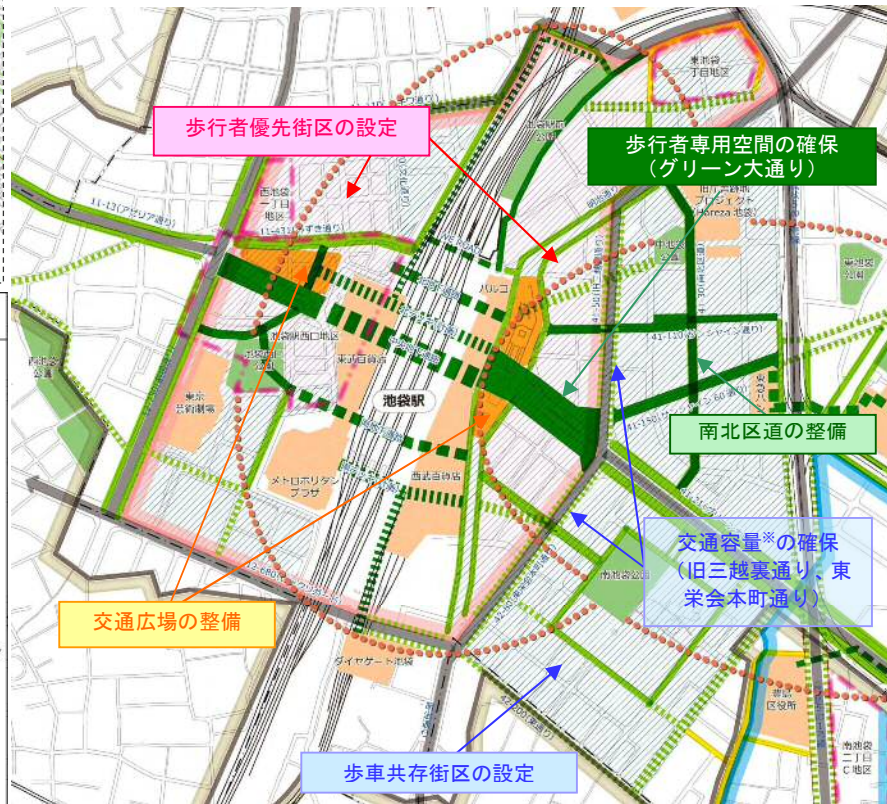
(1) 交通戦略の検討の流れ

「池袋副都心交通戦略」池袋の交通のあり方を考える（平成23年9月策定）

■交通戦略の目標：駅からまちなかへの人の流れを生み出し、住む人、訪れる人にとって楽しいまちの実現



【池袋副都心における目標となる交通環境の具体例】



交通戦略は、駅前の通過交通により駅からまちなかへ人が出にくいこと、まちづくりの動向が活発なことをうけて、東口から検討することとする。

※西口については、東口で検討した施策を展開していくことを想定。

■池袋駅東口における予想される影響と検証事項

- ・駅前の通り抜けを遮断した場合の自動車交通処理
- ・自動車の使い方を見直すことによる物流への影響
- ・交通結節施設の再配置による路線バスやタクシーへの影響

(平成23年度)

交通環境の実現に向け、各主体への影響を可能な限り小さくする方策の検討・実施が求められた。

- 交通実態調査の実施
- ・主要交差点交通量調査
 - ・細街路交通量調査
 - ・駐車場利用実態調査
 - ・ドライバーヒアリング調査

(現況と池袋駅前を遮断時の比較) (平成17年度道路交通センサス)

- ※ H16 とH23 実態交通量により補正
- ※ H17 センサスデータをもとに交通解析を実施

- 交通実態調査の結果
- ・自動車交通量は減少傾向
 - ・迂回路となる道路は、現行と同じ車線数の確保により、交通容量*に支障がないことを確認

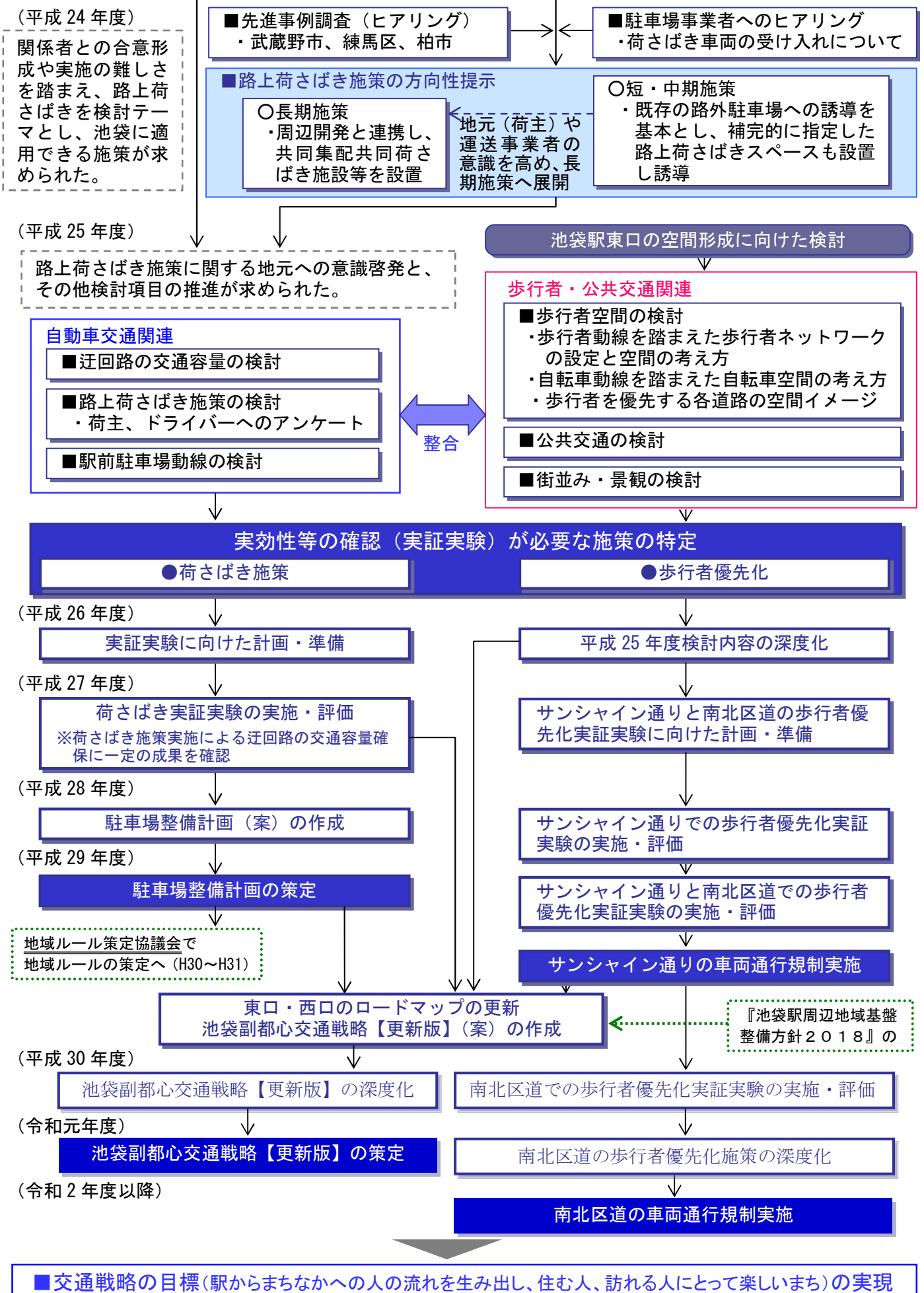
■影響軽減方策の方向性提示 (明治通り遮断による影響と対策)

- 迂回路の交通容量*確保**
⇒旧三越裏通りは2車線相当、東栄会本町通りは4車線相当が必要となる。
- 一般車の駐車場利用動線の確保**
⇒駅前駐車場へのアクセス動線を予め確保する必要がある。
- 路上荷さばきの道路以外の場所への誘導**
⇒現行の車線数を維持するため、路上駐車車両の抑制が必要となる。

※交通容量とは？
時間あたりに通行できる自動車の最大台数であり、道路の処理能力を意味する。

「池袋副都心交通戦略」とは

『人が主役』となるまちづくりを見据えて、自動車に過度に依存しない人と環境にやさしい都市を目標として、次の時代を担う交通環境をどのように整えていくのか、目標となる交通環境の実現に向けて複雑多岐にわたる交通課題を解決していくための方向性と検討の進め方を示したものです。



(2) 委員会・ワーキングの流れ

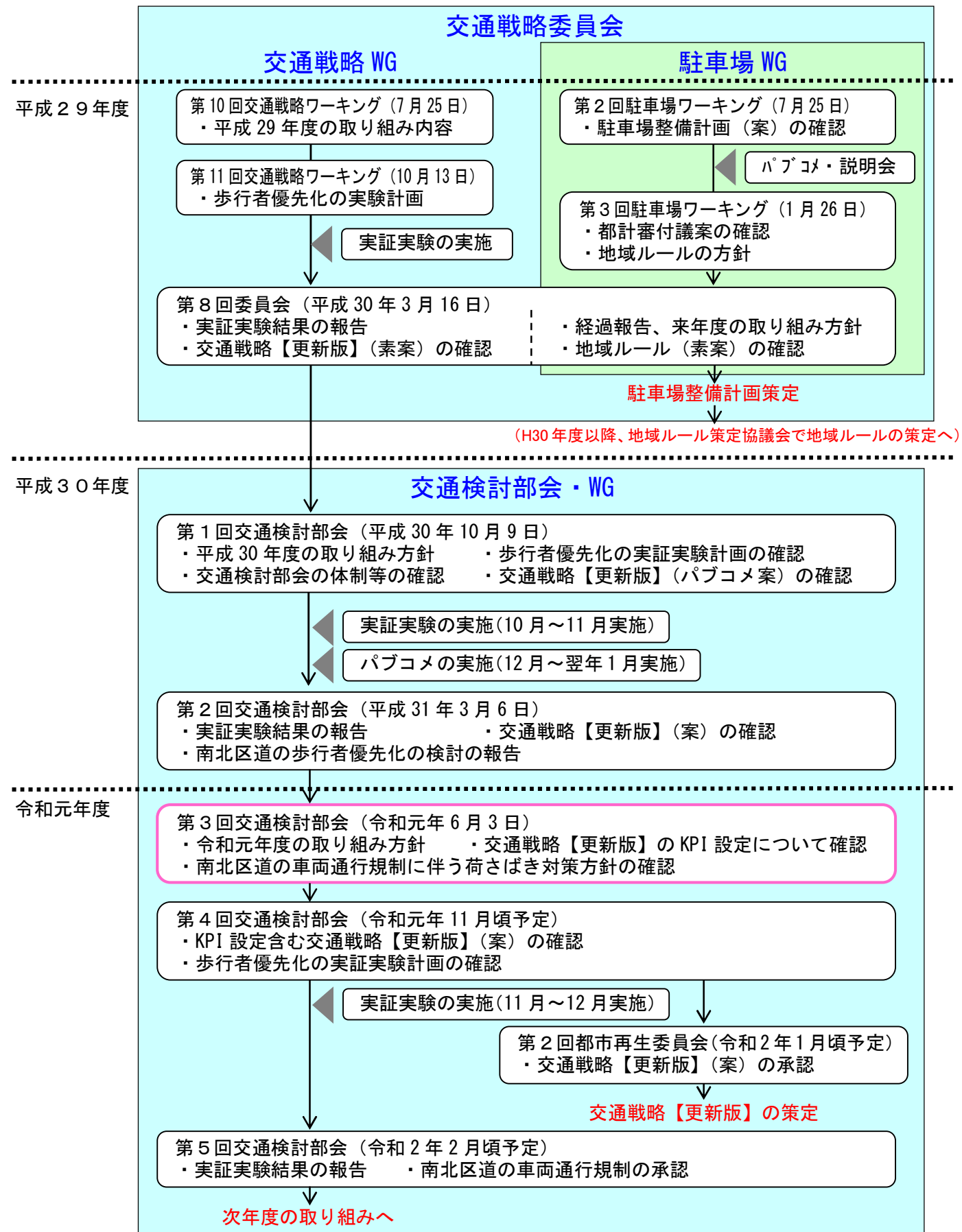


図 これまでの進捗状況と今後の流れ

(3) 交通検討部会のメンバー

交通検討部会・交通検討ワーキングのメンバー	
<p><交通検討部会のメンバー></p> <p>委員長 中村教授</p> <p>副委員長 羽藤教授</p> <p>委員 国土交通省</p> <p>東京都</p> <p>警視庁(本庁・所轄警察署)</p> <p>豊島区</p> <p>交通事業者(バス・タクシー協会)</p> <p>地元(商工会・商店会・町会・観光協会)</p>	<p><交通検討ワーキングのメンバー></p> <p>座長 坂本先生</p> <p>副座長 大沢教授</p> <p>事務局 豊島区都市計画課</p> <p>※メンバーは検討テーマにより適宜選出</p> <p>【想定されるメンバー】</p> <p>国土交通省</p> <p>東京都関係各課</p> <p>警視庁(本庁)</p> <p>豊島区関係各課</p> <p>交通事業者(バス・タクシー協会)</p> <p>運送事業者団体等</p> <p>地元(商店会・町会等)</p>

2. 令和元年度の取り組み概要

平成30年度までの検討内容	令和元年度の検討内容
<p>■南北区道の歩行者優先化に関する検討</p>	
<ul style="list-style-type: none"> サンシャイン通り・南北区道で歩行者優先化の実証実験を実施 歩行者優先化による大きな問題はないという結果 アンケートで地元店舗、駐車場利用者も概ね賛成 上記により、歩行者優先化の必要性を確認 南北区道の歩行者優先化の実施に向け、地元・関係機関との協議調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地元や関係機関との協議・調整の継続 南北区道の歩行者優先化実証実験を継続 荷さばき対策の検討を継続
<p>■池袋副都心交通戦略(更新版)の作成</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 交通戦略【更新版】(パブコメ案)を作成し、12月~翌年1月にパブリックコメントを実施 パブリックコメントの内容を反映した交通戦略【更新版】(案)を第2回交通検討部会において確認 	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月の都市・地域総合交通戦略要綱の改正にあわせ、KPI設定を加えた交通戦略【更新版】(案)を作成

II. 池袋副都心交通戦略(池袋の交通のあり方を考える)の更新

1. 昨年度までの更新の取り組みと今年度の予定

●昨年度までの取り組み

平成 30 年 10 月 9 日 第 1 回都市再生委員会・交通検討部会 案の承認
 平成 30 年 12 月 20 日～平成 31 年 1 月 20 日 パブリックコメントの実施
 平成 31 年 3 月 6 日 第 1 回都市再生委員会・交通検討部会 承認
 令和元年 5 月(当初) 都市再生委員会にて承認、策定

●今年度の予定

- 国土交通省において「都市・地域総合交通戦略要綱」が平成 31 年 4 月 1 日に改定され、地区交通戦略※に係る施策・事業を定めた場合は、これにより実現される客観的、定量的な K P I (Key Performance Indicator) の設定が明記された。
- ※地区交通戦略とは：総合的な交通戦略のうち、エリアを限定してきめ細やかな街路空間づくりを戦略的に進めるために策定された計画をいう。(社会資本整備総合交付金交付要綱より)
- 昨年度時点では、今年度の都市再生委員会にて承認、策定の流れを予定していたが、要綱改定を踏まえ、K P I の設定を盛り込んだ上で更新版を策定する予定に変更する。
- 交通戦略には既に数値目標を掲げているが、要綱にて示された K P I の具体指標を検討、数値目標に追加し、更新版に盛り込む。

【都市・地域総合交通戦略要綱より KPI に関する事項の抜粋】

(前略)

第三 総合交通戦略の策定

(中略)

3. 国土交通大臣は、前項の申請を受けた場合において、総合交通戦略が次の各号に定める全ての要件に該当すると認められる場合は、当該戦略を認定するものとする。

(中略)

(5) 都市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱第 1 条の 2 第 2 項及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第 II 編第 1 章イー 13-(8) の 3 に定める地区交通戦略に係る施策・事業を定めた場合は、**これにより実現される客観的、定量的な KPI (Key Performance Indicator) として 1) から 3) までに掲げる項目の目標値が全て設定されていること**(ただし、全ての目標値が趨勢値(直近のトレンドを踏まえて算出した目標時点の数値)以上であり、かつ少なくともいずれか一つの目標値が趨勢値より 10% 以上増加するように設定されていること)

1) 区域内の歩行者数

2) 区域内における歩行者の滞在時間

3) 区域内における小売業年間商品販売額その他の生活サービスに関する事業活動の状況を示す指標

2. 数値目標 (K P I) の追加

●考え方

- 交通戦略の目標『駅からまちなかへの人の流れを生み出し、住む人、訪れる人にとって楽しいまちの実現』を具体的に示す指標として、「池袋駅並びに東池袋駅の自駅乗降客数」と「住民・来街者の満足度向上」を既に掲げている。
- 要綱に示された K P I のうち「区域内の歩行者数」は、『まちなかへの人の流れを生み出す』という意味で「池袋駅並びに東池袋駅の自駅乗降客数」に代用できると考えられるが、南北区道など特定街路での歩行者優先施策を進めること、また経年的に歩行者交通量調査を行っていることから、要綱に示されたとおり 3 つの K P I を追加する。

表 数値目標 (更新版案)

指標	策定当初 (2011 年 11 月)	最新値	目標値
(1) 池袋駅並びに東池袋駅の自駅乗降客数の推移 ※2	[2010 年度値] 494 千人/日	[2015 年度値] 504 千人/日 ↑	600 千人/日 (2010 年比で 2 割増加)
(2) 住民・来街者の満足度向上 ※3	[2010 年度値] 21.5%	[2016 年度値] 28.1% ↑	満足度の向上 ↑

※2 当該データの算出根拠となる「大都市交通センサス」は 5 年ごとに調査が行われている。

※3 「池袋周辺で、新宿、渋谷などない魅力あるまちづくりが進んでいる」に対して「どちらかというと思う」と答えた割合 (資料：協働のまちづくりに関する区民意識調査報告書)

●追加する K P I の検討

- 指標の選定にあたっては、戦略目標の達成状況、施策実施の効果を的確に表すものであり、地方公共団体等が自ら設定、定義を行うこととし、評価指標の選定に際して、以下の点に留意すべきとされている。
 - ① 市民へのわかりやすさ
 - ② 目標に対する現状と施策実施後の説明力
 - ③ データ入手の容易性と継続性
 - ④ 交通のほか、社会、環境等の広い視点 ※総合交通戦略策定の手引き(平成 26 年 8 月)より
- 以上を踏まえ、K P I 設定に用いるデータは以下を想定し、「2. 歩行者の滞在時間」については、P T 調査の公表タイミングや交通ビッグデータの入手方法等を考慮し、調査方法等を検討する予定である。

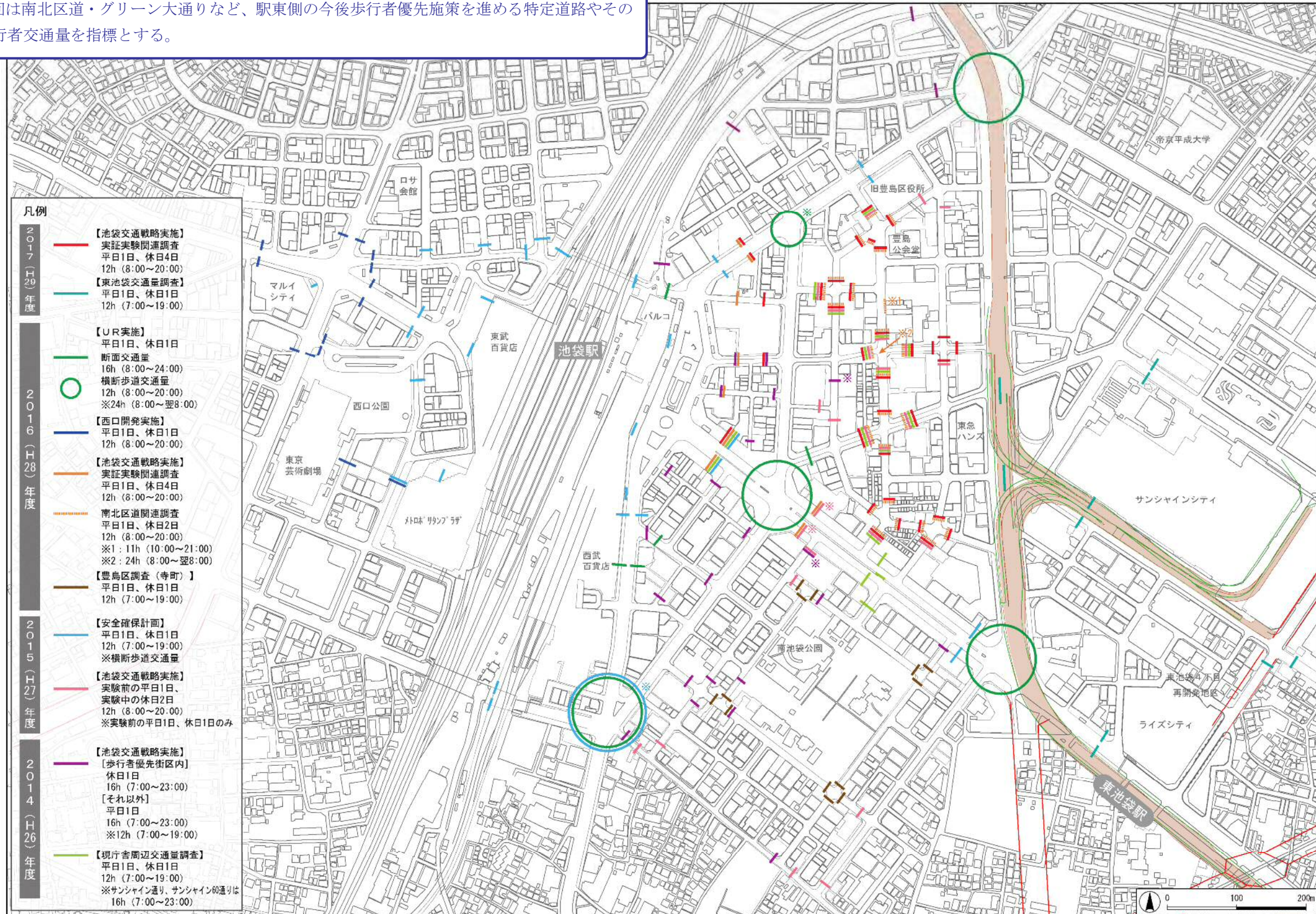
表 追加する K P I に用いるデータ (案)

追加する K P I	用いるデータ (案)
1. 歩行者優先施策を行う道路の歩行者数	歩行者交通量調査 (豊島区実施)
2. 歩行者の滞在時間	※今後、調査方法等を検討 案) 来街者に対する Web アンケートの実施 東京都市圏パーソントリップ調査 ※平成 30 年 P T 調査結果 (現在未公表) 交通ビッグデータ (携帯電話 GPS データ)
3. 小売業年間商品販売額その他	経済構造実態調査 (経済産業省・総務省共管調査)

3. 用いるデータの整備状況・集計

(1) 実施した歩行者交通量調査の地点

- ・平成26年度以降に実施した歩行者交通量調査の地点は下図のとおりである。
- ・本来であれば、池袋駅の西側・東側の各地点の歩行者交通量を指標として用いるべきだが、駅西側は今後再開発が実施され、道路・街区等が変化することが想定されるため、指標として用いるには課題がある。
- ・そのため、今回は南北区道・グリーン大通りなど、駅東側の今後歩行者優先施策を進める特定道路やその周辺道路の歩行者交通量を指標とする。



(2) 小売業年間商品販売額その他

- ・小売業年間商品販売額その他の生活サービスに関する事業活動の状況を把握する商業統計調査のデータ（集計単位：町丁目）から得られる指標について、池袋副都心整備区域内を対象に集計した。
- ・2007年度から2014年度の値を比較すると、事業所数、従業者数、売り場面積は減少、年間商品販売額は増加している。
- ・小売店の売り場面積は将来の再開発等により変動するが、再開発による新たな魅力増加に加え、駅からまちなかに出やすくなり、歩きやすい池袋が実現することで池袋への来街者が増加し、区域内での消費額も増加することが期待できることから、売り場面積あたりの年間商品販売額をKPIの指標として考える。

表 商業統計調査の結果より得られる指標（小売店）

	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	売り場面積 (㎡)	売り場面積あたり 年間商品販売額 (百万円/㎡)
2004（平成16）年度	1,221	14,473	607,924	338,835	1.79
2007（平成19）年度	1,204	14,921	604,920	357,204	1.69
2014（平成26）年度	1,058	14,925	614,786	313,786	1.96

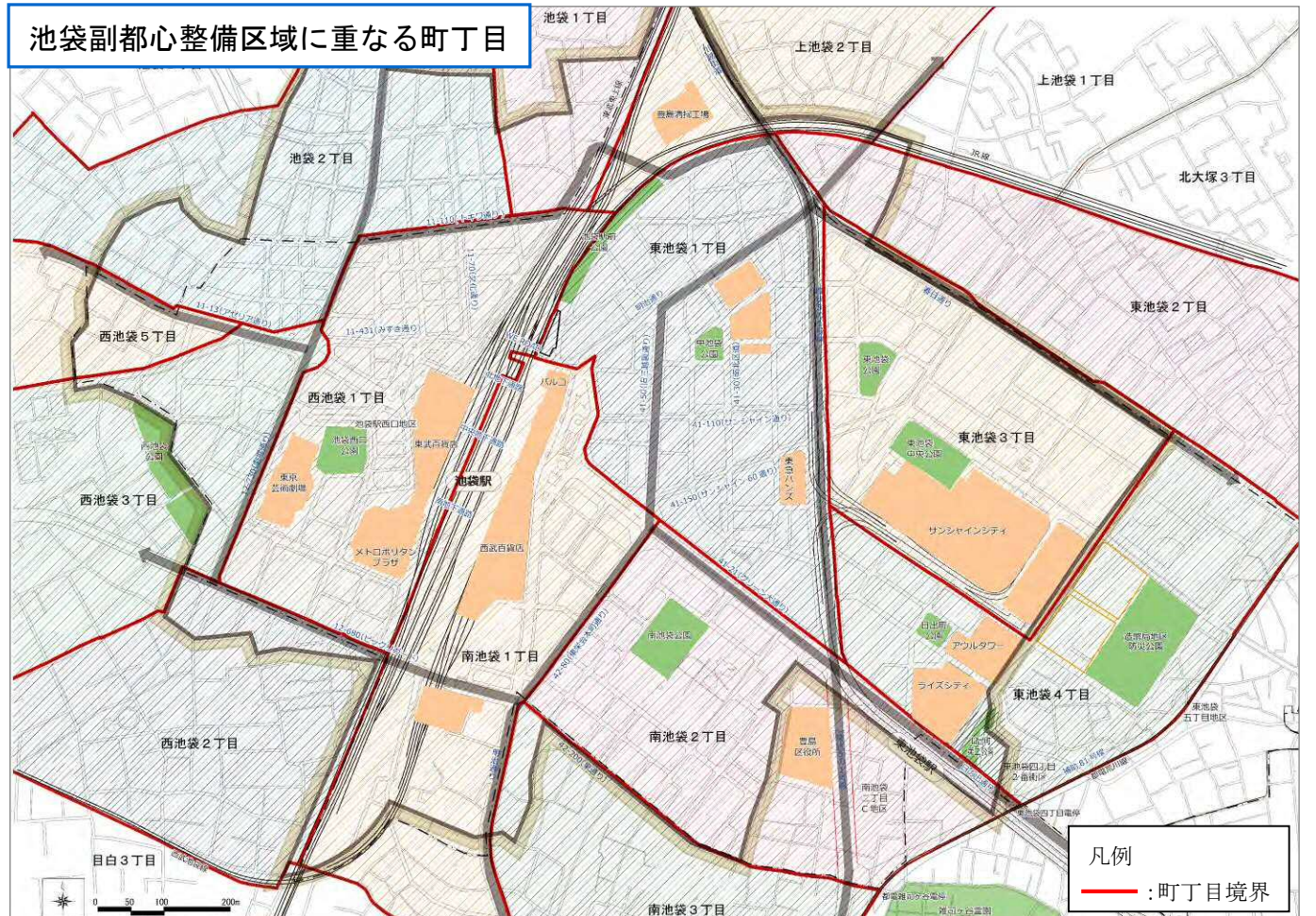
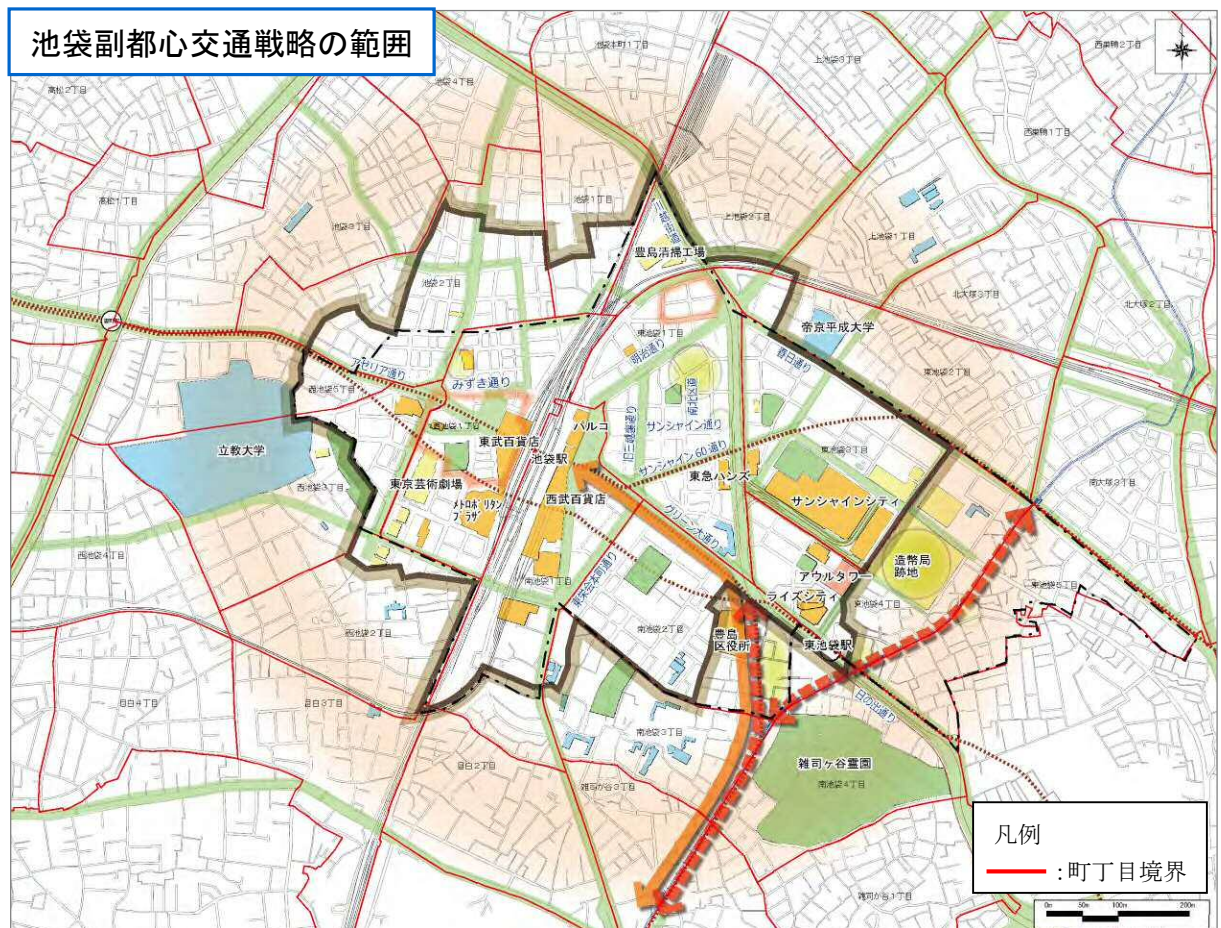
【産業関連統計の変遷】

- ・商業に関する施策の基礎データとして、商業統計調査があり、平成9年～平成19年までは5年周期で調査が実施された。（本調査の2年後に簡易調査も実施された。）
- ・しかし、平成21年の経済センサス調査の開始に伴い、商業統計調査の周期が経済センサス活動調査の2年後に変更された。そのため、平成19年～平成26年にかけては調査の実施間隔が長くなっている。（平成24年に経済センサス活動調査実施）
- ・その後、総務省の「公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期基本計画）（平成30年）」に則り、商業統計調査は経済産業省・総務省が共同調査する「経済構造実態調査」に引継ぎ・再編された。
- ・ただし、経済構造実態調査でも小売業や卸売業の年間販売額・売り場面積等は引き続き調査される。（右図参照）
- ・したがって、今後も、年間商品販売額や売り場面積のデータは得られる予定である。

図 経済構造実態調査の調査項目

甲調査	乙調査
<p>製造業及びサービス業の企業 (個人経営の企業、一部産業に属する企業を除く)</p> <p>①産業大・中・小分類のそれぞれにおいて売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の属性事項 ・売上総額及び商品販売額 ・費用総額及び費用の主要項目別金額 ・事業活動別の売上金額 等 <p>(卸売業・小売業に属する企業のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年初及び年末商品手持ち額 ・年間商品仕入額 <p>②売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業 ※製造業を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区分別の費用割合 ・一事業区分に係る費用の項目別金額 <p>③有価証券報告書等提出企業、売上高1000億円以上(かつ会社企業においては資本金2億円以上)の企業及び相互会社</p> <p>(傘下事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動 ・売上総額 等 <p>(卸売業・小売業に属する事業所のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業販売額及び小売業販売額 ・小売業の売り場面積 ・卸売業販売額の本支店間移動の割合 	<p>特定サービス産業の事業所・企業</p> <p>○特定のサービス産業において、抽出された企業又は事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種ごとの事業特性事項

出典：総務省「第77回産業統計部会・第79回サービス統計・企業統計部会」
(平成30年)



Ⅲ. 池袋副都心交通戦略 今後のスケジュール

